

1. 基準価額計算の一元化/投信の併合

- 基準価額算出の一元化については、昨年9月に、投信協会が中心となって実務者検討委員会の報告書を取りまとめ公表されたところ。現在、検討委員会の報告書を踏まえ、投資運用業者による具体的な取組みが始まっているものと承知しているが、そうした実例の公表を行うこと等を通じた一元化の広がりに向けた環境整備について、投信協会が主導して取り組んでいただきたいと考えている。
- また、投資信託の併合については、元々は常に双方の投資信託において書面決議を要することとされていたが、これが非効率な小規模投資信託を存続させ、ひいては経費率の上昇を通じて受益者の利益を害しているおそれがあるといった指摘もあり、投信協会の要望も踏まえて、平成25年の法改正により、併合手続きの見直しを行ったところ。その後、投信協会の資産運用業強化委員会における検討を経て、投資運用業者による具体的な検討が行われ、近々、第一号案件の実現が見込まれているものと承知している。今後、第二号、第三号の案件実現に向けて、投信協会におかれても併合に向けた投資運用業者の取組みに対するサポートをしていただきたいと考えている。

2. 監督指針の改正

- 前回の意見交換会でも紹介したが、暗号資産などを組み入れた投資信託の組成・販売が適切ではない旨を監督指針において明示することとした。本監督指針改正案については、昨年9月30日から10月31日にかけて意見公募を行い、12月27日、意見公募で寄せられた質問・意見への回答を金融庁ウェブサイトにて公表した。
- 今回の監督指針改正は、投資信託等が、国民の長期・安定的な資産形成手段であるという趣旨に照らし、こうした趣旨にそぐわない暗号資産などの資産を投資対象の一部とする投資信託等の組成や販売は行う

べきではないとの考えの下、留意事項を定めたものであるので、会員各社におかれては、監督指針改正の趣旨を踏まえた投資信託の組成・販売につとめていただくようお願いしたい。

3. IOSCO ファンド流動性リスク管理に関する提言への国内対応

- 平成 29 年 1 月、FSB が「資産運用業の活動からの構造的な脆弱性に対する政策提言」を公表したことを受け、平成 30 年 2 月、IOSCO が平成 25 年に策定した「集団投資スキームにおける流動性管理原則」を改訂し、投資家利益の保護、市場ストレス時への対応を含め、ファンド流動性管理に関する提言をまとめた。
- これを受け投信協会におかれては、現在、流動性規制に係る協会規則の策定について、令和 2 年 6 月の完成を目途に業界と協議を進めていただいております、この場をお借りして御礼を申し上げます。当庁としても業界の方々と連携し、我が国の取組み状況等も踏まえつつ、グローバルスタンダードに合致した流動性規則の策定をサポートしてまいりたいと思う。
- なお、IOSCO 提言の公表から 2-3 年後に、同提言への国内実施状況について IOSCO 審査団よりレビューがなされることとなっており、我が国においてもこれに対応する必要があるが、運用会社の皆様におかれては、この機会に、流動性管理の重要性を十分にご認識いただき、適切な流動性管理体制の構築に努めていただきたい。

4. 金融リテラシー・つみたて NISA の普及

- 併せて、金融リテラシーの向上・つみたて NISA の普及に向け、力強い取り組みが必要である。
- まず、昨年末（12 月 23 日）の「金融経済教育推進会議」においては、長官から、推進会議の設立後 2 回目の金融リテラシー調査を見ても、先進国の中で日本の資産運用に関するリテラシーが低い水準にとどまっているままであることを踏まえ、今後資産形成やデジタルリテラシー

の観点から取り組みを推進していくため、当庁や日銀を含め各団体での連携を強化して取り組みを進めることが必要である旨申し上げたところ。

- こうした課題意識を踏まえ、今月下旬より来月にかけて、金融関係諸団体が主要都市で行う説明会において、金融庁より、新しいNISA 制度について情報発信するとともに、つみたてNISA の普及や金融リテラシーの向上に向けて各地域の財務局、業界団体、金融機関等が一体となつてどのような取り組みを進めていくことができるかについて対話していきたい。また、この点については、2月のNISA 推進・ハイレベル協議会でも意見交換を行いたいと考えている。
- 学校現場に対しても、令和4年4月からの学習指導要領の完全実施を一つのきっかけとして、各地の高校教員に対する働きかけなどを強化している。この点についても、業界の皆様との連携が重要と考えており、どのように連携を強化していくかについて意見交換を行っていきたい。

5. FATF 第4次対日相互審査を踏まえた対応について

- FATF オンサイト審査が昨年10月28日から11月15日の日程で行われた。
- これまでもお伝えしているとおり、マネロン・テロ資金供与対策は、日常業務における取引時確認等といった基本動作の徹底が重要であるとともに、包括的なリスク評価と継続的な顧客管理措置などの態勢整備が重要である。
- 加えて、資産運用業務において、投資信託等の運用商品の販売を金融機関に委託することが一般的に行われている。その際、資産運用会社のマネロン及びテロ資金供与管理において、契約関係にある販売会社の実質的支配者の確認や同社のマネロン等の管理態勢が自社の基準に照らして適切なものであるかの確認も含め、リスクの特定・評価を行い、そのリスクに応じた継続的な管理を実施することが重要と認識してい

る。

- これを受け、現在、投信協におかれては、運用会社が販売会社のデュエリジェンスを効率的に行うための枠組みの構築に取り組んでいただいているところであり、金融庁としても必要なサポートを行っていく所存。
- いずれにせよ、マネロン・テロ資金供与対策は、今般の FATF 審査をも踏まえ、継続的顧客管理の実施など、更に取組みを加速化しなければならない部分があり、今後も官民でしっかりと連携していきたいので、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

(以 上)